

# 写真でアウトドアツーリズム！ 美郷町の魅力風景(アウトドア部門) 写真コンテスト2022開催中

美郷町の魅力あふれる自然環境を、広くPRしていくため、ツールとして活用できる写真素材を大募集しています。応募条件や応募方法などの詳細は右記二次元コードを読み取り、申込ページへアクセスしてください。



**応募資格**◆美郷町の魅力を一緒にPRしよう  
と思っている方  
※プロ、アマチュアは問いません。

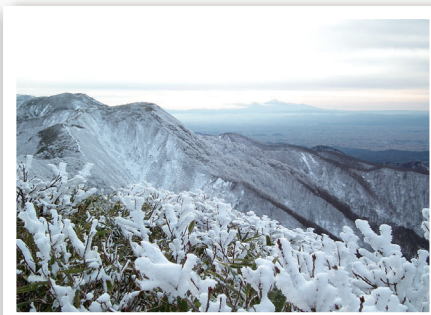
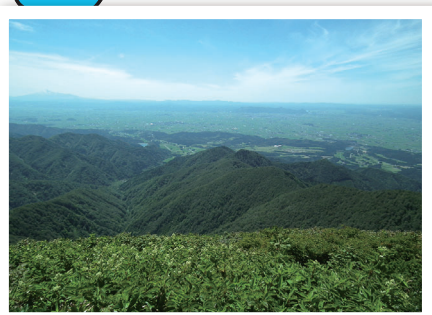
**応募期間**◆令和5年1月31日(火)まで  
※消印有効

**写真の題材**◆①美郷町の山に関すること  
「七滝山」「真昼山」「女神山」「町民の森」  
②美郷町でのアウトドアツーリズムに関する  
もの(キャンプ等)



▲詳細はコチラ

**最優秀賞30,000円**  
ほかに各賞あります



問●美郷町観光情報センター ☎0182(37)3980 ✉kanko@akita-misato.com  
町商工観光交流課 観光班 ☎0187(84)4909

## 美郷町雇用促進支援金を給付します

新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用環境の維持を図ることを目的として、町民を雇用する企業等を支援します。

### ■給付対象者

令和4年4月1日以降に、次に該当する町民を新たに正社員(雇用の定めのない、1週間の所定労働時間が30時間以上)として、6カ月間雇用継続した町内に事業所を有する個人または法人

- ①新卒者(高校、大学などを卒業して3年以内の未就職者)
- ②中途採用者(60歳未満の方)
- ③移住者(10年以上町外に居住した60歳未満の方)
- ④新型コロナウイルス感染症の影響による離職者(60歳未満の方)
- ⑤国のトライアル雇用助成金支給決定者(60歳未満の方)

### ■交付額

- ①1人につき30万円
- ②～⑤1人につき15万円

### ■申請方法

正規雇用してから6カ月以後に、必要書類をそろえて町商工観光交流課へ申請してください。

### ■申請期限

令和5年3月31日(金)

### 必要書類

- ・美郷町雇用促進支援金給付申請書
  - ・履歴事項全部証明書(法人)
  - ・事業主の住民票抄本など事業所所在地が確認できる書類(個人事業主)
  - ・支援金対象者調書
  - ・事業者雇用状況証明書
  - ・雇用契約書または労働条件通知書の写し
  - ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
  - ・出勤簿等の写し
  - ・賃金台帳の写し
  - ・納税証明書
  - ・新卒者、移住者または新型コロナウイルス感染症の影響により事業主都合で解雇された者に該当する場合は、そのことを証する書類
  - ・トライアル雇用助成金の支給決定を受けた者に該当する場合は、そのことを証する書類
  - ・支援金振込口座(通帳)の写し
- ※申請書は町商工観光交流課に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。

申・問●町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

「もしかして？」ためらわないで！189(いちはやく)

## 11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待は社会全体で解決すべき課題です。虐待を受けたと思われる子どもを見つけたり、ご自身の出産や子育てに悩んだりしたときは、迷わずご相談ください。

児童相談所  
全国共通  
3桁ダイヤル

いち はやく  
189

相談窓口

秋田県南児童相談所	☎0182(32)0500
秋田県南福祉事務所	☎0182(32)3294
町福祉保健課福祉班	☎0187(84)4907

「DVかも…」と思ったら、すぐ相談を!

## 11月はDV防止相談月間です

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、夫や恋人など親密な関係にある人から振られる暴力であり、重大な人権侵害です。DVは、身体的暴力のほかに精神的、経済的または性的など、あらゆる形の暴力も含まれます。そのような暴力を受け、どうしたらいいかわからなくなったときは、一人で悩まずに下記までご相談ください。

相談窓口

DV相談ナビダイヤル	☎#8008(はれれば)
※最寄りの相談窓口を案内します。	
秋田県女性相談所	☎018(835)9052
県民安全相談センター	☎018(864)9110
秋田県南福祉事務所	☎0182(32)3294
町福祉保健課福祉班	☎0187(84)4907

## 子どもを健やかに育むために ~愛の鞭ゼロ作戦~

子育てにおいて、しつけと称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。右記のポイントを心掛けながら、子どもに向き合しましょう。

- ①子育てに体罰や暴言を使わない ②子どもが親に恐怖を持つとSOSを伝えられない ③爆発寸前のイライラをクールダウン ④親自身がSOSを出そう ⑤子どもの気持ちと行動を分けて考え、育ちを応援



▲詳細はコチラ

問●町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

## 成人年齢引き下げによる消費者トラブルに要注意!!

令和4年4月から成人年齢が18歳に引き下げられました。成人になると保護者の同意なしで契約などができるようになり、下記のようなトラブル増加が懸念されます。悪質業者があなたを狙っています。悪質商法など消費者トラブルに注意しましょう。

### トラブルの事例を紹介します

#### ①定期購入

##### 【事例】

動画投稿サイトの広告を見てお試し300円のダイエットサプリメントを購入。頼んだ覚えのない2回目の商品発送連絡があり、4カ月分まとめて4万円の請求があった。

##### 【アドバイス】

- ・ 契約内容をしっかり確認しましょう!
- ・ 解約条件をしっかり確認しましょう!
- ・ 証拠を残すため事業者に連絡した記録を残しましょう!

#### ②美容医療

##### 【事例】

美容外科クリニックで施術を受けたが、顔全体が内出血を起こし腫れが引かず、生活に支障が出た。

##### 【アドバイス】

- ・ 使用する薬などがどのようなものか、自分でも説明できるよう確認しましょう!
- ・ 効果だけでなく、リスクや副作用などについても知り、納得したうえで選択しましょう!
- ・ 他の方法や選択肢の説明も受けましょう!
- ・ その美容医療が「今すぐ」必要かどうかを最後にもう一度確認しましょう!

#### ③もうけ話(情報商材、マルチ商法、暗号資産など)

##### 【事例①】

先輩の知り合いに「簡単にもうかる」と誘われて、ホームページのアクセス数を増やすことで、簡単に稼げる情報を記載した、90万円の情報商材を契約したが、全くもうからない。その後、友だちを誘えばボーナスが入ると言われた。

##### 【事例②】

マッチングアプリで知り合った人から暗号資産の投資をする絶対もうかると誘われて投資をしたが、出金できなくなった。

##### 【アドバイス】

- ・ あやしい話は、はっきり断りましょう!
- ・ 投資には必ずリスクがあります!(価格が変動し損をする可能性があります)
- ・ クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しない!
- ・ 被害者の立場から加害者になってしまうことも!
- ・ 暗号資産で投資をする場合は、取引先の業者が無登録の暗号資産交換業者などでないか確認しましょう!

契約や買い物で「困ったな」とと思ったら  
消費者ホットラインまでお電話ください。

全国共通の電話番号  
消費者ホットライン ☎188

問●町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903  
秋田県生活センター南部消費生活相談室 ☎0182(45)6103